

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九十第

行發日一月七年三十正大

論叢

所得本體の不明確又は捕捉難
に基く不公平課税の可能
法學博士 神戸 正雄

道徳統計概論説
法學博士 財部 靜治

フォン・ウイゼの社會學論
文學博士 米田庄太郎

海運同盟に對する政策
法學士 小島昌太郎

時論

米國の排日立法より生ずべき
重大なる結果
法學士 作田 莊一

說苑

諸國の自作農創定事業
法學博士 河田 嗣郎

獨逸レンテン銀行に就て
法學士 大森 研造

雜錄

勞農露國に於ける幣制改革問題
經濟學士 谷口 吉彦

京都帝國大學經濟學會大會記事
委員

米國の排日立法より生ずべき重大なる結果

作 田 莊 一

排日條項を含める米國の新移民法は議會の兩院に於て壓倒的多數を以て通過し、五月二十六日終に大統領の裁可を経て確定するに至つた。是より先き我垣原大使は國務長官に陳述書を送り、排日立法の理由の不當なるを指摘し、末尾に此の特殊條項を含む法案にして成立を見んか、兩國間の幸福にして相互に有利なる關係に對し重大なる結果を誘致すべきは本使の感知せざるを得ざる所なる旨を附記した。國務長官は直に此案件に就て大使の陳述と同様の了解を有する旨を答へたるにも拘らず、一部の元老院議員は「重大なる結果」と云ふ文句を以て米國に對する覆面の威嚇なりと解し、更に之に對し大使が、之れ單に日米兩國の傳統的友情に憂ふべき影響を及ぼすべきことを力説せんと試みたるに過ぎずと釋明したるが、元老院議員の多數は、移民問題は純國內問

題にして外國の容喙を許さずとの見解に依り、遂に初め我國に對して好意を有したる議員までも之に加はりて排日法案を可決した。

世間には此の排日立法の成立に就て埴原大使の陳述書中に加へたる「重大なる結果」と云ふ文句が重大の原因をなしたる如く見も人も少くない。されど其實は、此の文句の使用若くは我大使の嚴肅なる抗議が此の立法に加勢する一機縁となり、少數の反對又は中立の元老院議員を法案支持者たらしめたるに止まる。主要なる原因は寧ろ、移民問題に關しては外國の意志又は希望を顧慮することなく、純國內問題として處理すべきものであると云ふ米國民大多數の輿論に外ならぬと思ふ。國務長官は外交當局として、「ニューヨーク」其他の大新聞は輿論の指導者として排日立法を阻止せんと試みたるも、輿論の力最も強き米國にあつては如何ともなし得ない。大統領が此の法案を裁可したる主たる動機も亦輿論に従ふにあつたと察せらるる。此の移民問題を純國內問題と見ると云ふ輿論が排日立法を敢てしたと云ふことは我國民の深く留意すべき點である。

米國の排日立法より生ずべき結果は、無論真先きには大使の言へるが如く日米國交の不和であるが、一部の元老院議員が怒號せるが如く日米戰爭を惹起するものとは信ぜられない。蓋し國際問題に就て交際期間の短き割合には苦勞を積み訓練を経たる日本國民は、外交に於て青年の如く單純なる米國民に對し輕々しく戰を挑むほどに無思慮ではないからである。問題の眞意義は決し

て日米の國交と云ふが如き單純狹小なる範圍に止まらない。吾人の見る所の重大なる結果と云ふは、米國民が移民問題を純國內問題として處理すると云ふ見解より排日立法を通じて發生すべき結果である。此見解に基く此度の排日立法は、世界に於ける二大争議を著しく鮮明に各國人の前に提示することとなり、且つ此の二争議の原告たる日本國民に對し、世界の歴史に未だ曾て有らざる重大なる使命を負はしむるに至つたのである。

二

移民問題は純國內問題なりと言ふことは、單に現行の國際法が外國人移住の拒否に關し國家主權を制限して居ないと言ふに過ぎない。外國人の移住其事は明かに國際交通に屬する。國際交通の大義は、各國間の交通を自由ならしめ、外國人に對しては人種國籍の如何を問はず平等に待遇し、尙ほ進んでは國家の統治組織に關與する場合を除いては内外國人を通じて平等に待遇すべきことを原則とする。此原則の例外は國家の安立に對する危險を防止する場合に於て許さるべく、此原則が具體的に各種の交通に於て實現され行くことが國際社會及國際法の進歩である。従つて米國の排日立法は、我政府の抗議書中に擧げたる如く從來の日米實際關係の精神及默約を無視せることを暫らく別問題とするも、尙ほ明かに國際交通秩序の進歩を積極的に阻止せる反國際的行動なることは疑ない。國際交通に關しても純國內問題として勝手に處置し得ると言ふならば、何

處に國際共同生活及國際法の存立する餘地があり得るか、少くも如何にして其進歩は期待し得らるべきか。一方に國家主權を尊重しつゝ、他方に國際交通の爲に自制の形式を探りて國家主權を制限する所に、人類全體の共同生活が開展し行く。此の二途の撞着するを見て偏へに其一を執らふとするは、理論上は矛盾より生ずる進化の大道を解せざるものであり、實際上は頑守又は急進の孰れかに偏して人類生活の順調なる進路を妨ぐるものである。強大なる輿論を作る米國の民衆は概して溢るゝ地恵の上に自尊を賞味しつゝ、自國の世界あるを知つて天下の世界あるを知らざるほどに國際的訓練を缺如して居る。従つて對外交通關係に於て幾多の反國際的行動を敢てしながら、平然として國家主權を云々し國際的意義ある問題をも純國內問題であると言信して居る。之に對する日本國民は國際關係に於て具さに辛苦を嘗めたる經驗に由り米國の非道なる待遇をも隱忍之れ力めて居る。日米の外交關係が數々險惡に傾きながら尙ほ危機を生せず、同時に又平和的手段によりて容易に問題の圓滿なる解決を見ざる所以は、主として上述の如き盲信と隱忍との交際より來るのである。

盲信と隱忍とは今新たに反國際的精神の際立ちて熾烈なる排日立法を生んだ。其の立法は更に世界に於ける二大爭議を鮮やかに彩どつた。爭議の一は有色人に對する無色人の差別待遇に關するものであり、爭議の二は勞働國に對する富源國の富源獨占到關するものである。我等は其の待

遇又は獨占を撤廢せんことを要求する原告と之を拒否せんとする被告との間に於ける廣大且つ深刻なる爭議が、徐々なれど而かも力強く、他の重要な問題を壓して開展し行くを見る。

三

亞細亞民族にして米國に移住し得る資格、少くとも名義上の資格を有せるものは唯だ日本人のみであつたが、米國は最後に憲法の解釋に由りて日本人を歸化不能の民族なりと決定し、國法を以て歸化不能外國人の移住を禁止した。米國は新移民法を制定し亞細亞人に對して止めを刺した。其處から重大なる結果を生ずる。一部の米國人は反問して言ふ、日本國民は歐洲諸國の領有地に於て排斥せらるゝを忍びながら、何故に獨り米國の所爲に憤慨し反抗するかと。然り、初めより亞細亞人排斥の方針を嚴守せる英國屬領の態度は米國以上に不當である。されど吾人は米國の亞細亞人の待遇及び移住の承認が、殆ど名目的ながらも日本人の入國に由つて尙ほ一縷の命脈を繋ぎ居れることを悦び、其處から世界的人種問題の解決の端緒が開かるゝ可能性があると思つて居た。是まで亞細亞國民は歐米諸國民より差別待遇を受け、進んでは利權を強取せられ、甚しきは獨立までも奪はれたることを憤慨して居るが、未だ正面より之に對抗するだけの實力を具へて居ない。獨り日本國民がやゝ實力を養ひ且つ地勢の利に依つて、國際政局に於て有力なる發言者となることを得た。他の亞細亞諸國民は恐らく、日本國民が只管に歐米國民に追従して唯だ己

れを高めんことを希ひ、他の同人種國民の存在を忘れたるものと考へて居るかも知れない。されど日本國民が内に貪るが如く西洋文明を攝取し、外に歐米に對し先進國の禮を盡くし、追従と見ゆるほどに謙虛これ力めたることは、やがて歐羅巴國際法を世界の國際法たらしめ、歐羅巴の國際會議を世界の國際聯盟たらしめたる所以である。日本國民が六十年間努力せる當面の目的は亞細亞の爲でなく日本自己の爲であつた。併し其に由つて我國民が無色人の生活平準に最も近き有色人として、又米國民が有色人に對し比較的寛大なる無色人として、相互が全く對等の交際を續けて兩人種間の微妙なる連鎖となつて居たことは、やがて日本を先例として漸次に亞細亞諸國民の爲に平等待遇を承認せしむる行程となり得た譯である。若し米國が山東問題に就て支那を擁護したることが國際協調の精神に出でたるものならば、たとへ名目に過ぎずとも、支那人を歐洲人と同等に待遇する方向に歩を進むべき筈であつた。斯くすることによつて米國が支那に私恩を賣るの實益多大なることは勿論として、其よりも尙ほ世界の暗雲たる人種鬭争が如何ばかり快晴に向つたかも知れなかつたのである。尤も斯かる賢明なる方策を唯我獨尊の米國民に求むることは無理であるかも知れぬが、せめて米國が日本國民だけに對してなりと、單に名目に過ぎない平等待遇を興へ置くと云ふことは、有色無色の人種鬭争に對し少康を保つ殆ど唯一の安全瓣であつた。然るに事實は全く正反對に出で、其殘れる唯一の有色人に對し、其の不面目とする紳士協

約に由つて辛ふじて殘留せる名目上の平等待遇までも剝奪して、終に安全瓣を破壊し了つたのである。

是まで吾人は、人種的偏見に基く極めて深刻なる世界的鬭争を緩和し行くか將た激成し行くかが、様々の民族人種を包容する米國の慎重なる態度如何にあると思ひ、問題解決の鍵を握れる米國民の重き責任と尊とを使命とを想見し、具眼者の出で、民衆を指導せんことを踴躍して居た。惜いかな米國民は輿論政治の短所たる方面を擇んで遺憾なく低級政治を實現し、前途の光明を發見する代りに後方の暗黒界に逆轉した。米國の排日立法を見て、濠州、ニュージーランド、南阿の人々は恐らく米國が自己達の排外政策に裏書したることを悦び、加奈陀は遠からず米國の鑿に倣はふとするであらふ。南米諸國と雖、米國の新移民法によつて斥けられたる歐洲移民が入つて衆を成し、自己に利あり力ありと認めたる時期に於ては、或は米國の先達によりて亞細亞人を總て排斥するに至るかも知れぬ。吾人は米國の排日立法によつて急速に人種争議が開展し行くとは考へない。蓋し此争議は極めて廣大深刻なるが故に、一時の激憤に由つて手輕く解決に手を着けんとするが如き愚擧は全く功を成さないからである。唯だ此の問題の意義が多數の有色人種の國民に自覺さるゝとき、徐々に而かも力強き反抗運動が從來よりも一層鮮明なる旗幟の下に世界の各所に起るべきことは何人も豫想し得る所であらふ。

四

人種的偏見の中にも、唯だ異類を厭ひ己れの生活風習と異なる故のみを以て他の風習を醜惡と感ずるが如き單純なる偏見は、世界交通の廣まるに従つて自ら減退し行くであらふ。無色民族にしてや、道理を解する人々が有色民族を輕侮する主なる理由は、彼等が特に有色民族に比して文明の優越せることを自信するにあると思ふ。但し精神文明は内觀の所産なれば東西文明の孰れが優れるかは、兩者を兼ねる者にあらざれば判斷し得ない。従つて識見ある歐米の思想家は決して東洋の精神文明を輕じない。多くの西洋民族が優越を感ずる點は概して物質文明及び之を享樂する團體生活の規律に存する。此點に於て東洋民族が西洋民族と同等なるに至らば、自ら生活風習に於ても多くの共通點を生じ著しく無色民族の人種的偏見を滅殺し得るであらふ。日本國民は、西洋文明の中に、自己の固有文明と撞着する精神文明の要素あることを不快としながらも、而かも貪るが如くに彼の物質文明を攝取し、且つ特に國際共同生活の規律を忠實に遵守した。これ歐米國民が國際交通に於て日本國民を待遇すること他の亞細亞國民よりもや、厚き所以である。吾人は此點に於て他の亞細亞國民が日本の例に倣はんことを勸告する。

支那人の間には、日本の有する文明は多く西洋文明の輸入に過ぎない、故に日本人より受賣的に西洋文明を學ぶよりも寧ろ歐米に往いて直傳を受くるに若かすと云ふ者が少くない。然り、日

本人は其の固有の精神文明を系統化して他の民族に提供する餘裕なきほどに外來文明の攝取に忙しい。此の多忙の故に日本人の中にすら、固有なる精神文明の存在をも忘れ、世界に類なき祖先傳來の古典を心讀しない者が少くないほどである。故に我等が支那人に傳ふるものは殆ど西洋文明の受賣である。我等は斯くすることによりてなるべく西洋文明の長所を有色民族の間に廣く傳播したい。印度にあつては恐らく英國人が其文明を印度人の間に普及することを好まないであらふ。若し四圍の事情が許すに至らば我等は印度人に對しても歐米文明の受賣傳授を試みたい。物質文明に於て有色民族が無色民族に劣ることは何人も明瞭に看取し得る所である。東洋にはより高き精神文明ありと云ふ自信又は宣傳は決して物質文明の貧弱なることを辯護する所以とはならない。又彼の物質文明によつて我の精神文明が破壊さるゝと見るも杞憂である、其が憂慮せらるるほどの精神文明ならば寧ろ破壊に値するとも云へる。今後有色民族の間に廣く無色人の外察的物質文明が普及して彼我の懸隔なきに至らば、其時こそ東洋特有の内觀的精神文明が遠く世界の廣野を照らし、やがて人種的偏見をして其の影を没せしむるに至るであらふ。人種的偏見は自尊他卑の感情より來る。此の感情を改めしめんが爲めに腕力其他の外的手段を用ゆるは、枝葉を捉へて根幹を逸するものである。

五

次に富源國對勞働國の爭議は如何なる關係に於て米國の排日立法に現はれたるか。米國の新移民法は各國の新移住者を一八九〇年の在住移民數の二分に限定したるが故に、排日條項を加へずとも日本人に許さるゝ移住者數は僅かに二百有餘に過ぎない。此點より見て米國民は徒らに日本人を侮辱するものであると云ふ批難も謬つては居ない。同時に又吾人は米國民が日本人の富源開發の能力を認めたるが故に極端に日本人を敬遠したる事情をも看過してはならぬ。

米國人は日本人を目して敏捷なりと言ふ。之に加ふるに在米日本人は加州米國人の野性的勇猛心に感化せられ、内地の同胞には見られないほどの生氣を帯びて活動して居る。彼等は絶えず苛酷なる法制の下に壓迫されながらも、米國人及歐洲移民の顧みざる生産力薄き土地又は暑熱烈しき地方に於て見事に多大の收益を擧げ、已に四十萬エーカーの土地を耕作して果樹、蔬菜、米穀等の生産に成功して居る。初期の排日運動は日本人が賃勞働の競争者として排斥せられ、資本家は寧ろ日本人を利用するを悦ぶ狀況であつた。然るに日本人がやゝ資力を得るに従ひて賃勞働者より農業企業者に進み、地方の市場に對し幾分の勢力を占め來るに及んでは、賃勞働者の外一般米國人の排日氣勢を醸生するに至つた。故に日本人排斥の主因は異民族たる日本人が優れたる富源開發の能力を有する點にありて、此の感情と利害との結合が深刻執拗なる排日運動となつたのである。米國民は日本人を同化し難い民族なりと云ふも、日本人は野性尙ほ強き加州米國人より

精神的感化を受くるには尙ほ餘りに鍛練されて居り、外形的同化に至りては米國生れの日本人が餘りに易々と同化して環境の勢力の大なるに驚くほどである。

米國に於ける日本人排斥の一大原因は實に米國民が其の有り餘れる富源を獨占して能力ある他國民が其開發に参加するを拒否するにある。大戰前までは米國に來れる外國移民が百萬人を越へ居たるが、一九二一年五月の移民法は之を約三十六萬人に制限した。本年七月より實施さるゝ新移民法は更に之を約十七萬人に低下した。而して富源開發に参加せしむる歐洲人も英國系米國人との血縁の遠近によりて差別を設け、彼等が無縁の衆生と見る所の亞細亞人は全く之を拒否することとした。單に人種的偏見のみならば、在住日本人が經濟上黑人以下に待遇せらるゝには至るまい。單に企業勞働の能力を憚るのみならば日本人が特に獨逸移民と區別せらるゝことはない筈である。敏捷勤勉なる有色民族が米國の富源開發に参加すると云ふことが根強い排日思想を養成した。然るに日本人が優れたる富源開發能力を有すると云ふことは即ち世界の富源開發に對して參加の要求權を有することを確實ならしむる一大理由となる。米國の排斥理由が同時に我國民の對抗理由となることは、不思議なる因縁であり又明白なる論理である。

六

國民經濟に於て資本家對勞働者の階級爭議が激烈になりつゝある間に、世界經濟に於ては富源

國對勞働國の階級爭議が漸く各國民の意識に上つて來た。富源國とは、國民の消費的需要及び熟練不熟練の勞働力に比して生産の第一基礎たる富源豊かなるに由り、長く生産自給の餘地大なるものを指し、勞働國とは、國民需要及勞働力に比して富源乏しく、他國民の富源を受用して始めて生産を擴張し得べく、主として勞働に由つて國民の物質的生活を全ふし得るものを指す。國民の消費需要と勞働力とは人口を通じて略ぼ同様の消長を見る。故に富源國はたとへ富源と勞働との調和を得ざるも優に自國民の必要生計を全ふし得べく、他國の勞働力を移入するは、より多く國富を増殖せんが爲に外ならぬ。之に反し勞働國は國富の増殖に由る高級の生計は勿論、國民の生存の爲にも他國の富源に依頼するを要し、富源と勞働力との不調和は國民經濟の存立をさへ危険ならしむる。英米露支は富源國の雄大なるものであり、日伊獨塊は勞働國の顯著なるものである。諸國の對外經濟政策は概して富源國對勞働國の要求及び應酬の如何にあると言へる。

國民經濟にありては生産の第一基礎たる富源は或は公有に屬し或は私有に委ねらるゝも公益の爲めに其處分を制限せらるる。然るに資本は人力の結果であり、各人の努力に酬ゆることが富の増殖に利ありと見たる自由主義制の經濟組織にありては、之を私有せしめて任意の處分を許して居る。故に國民經濟にありては資本家が賃勞働者に對して優越の地位を占め、之に基いて勞資の爭議を見るに至る。然るに世界經濟にありては富源は各國民の私有に屬し各國民の上に立ちて世

界の富源を各國民に按排する公共的權威は存在しない。故に富源乏しき國民はたとへ多大の資本を有するも之のみによりて生産を擴張するを得ない。蓋し生産は、第一に富源に對する勞働に由りて原生産をなし、第二に原生産の結果たる資本に對して勞働する複生産を行ふにあれば、富源なくんば全く生産の源泉がない。

次に勞働國は國際經濟競争上、富源國に比して大なる不利の地位に立つ。富源は剩餘價值を生ずる第一の原因であつて、資本や勞働が生産費を構成するに反し富源は天與の生産要素として生産費の中に加らない。故に富源による生産者は資本による生産者に比し初めより優越の地位を占むる。獨逸は英米の此の優越性に對抗する爲に、専心に地物科學及び利用技術の發達を計り、發明及勞働品質の進歩がより多くの生産費を要せざる點を利用して頻りに精巧なる商品の複生産に努力した。謂はば獨逸は勞働者の頭腦及び筋肉の中に人工的富源を創造した譯であり、之れ獨逸が短日月の間に英國の壘を靡するに至つた所以である。されど「人産」は終に「地産」に勝たず。何となれば英國は獨逸の實業教育の偉大なる効果を見て反省し之に倣ふに至り、獨逸の人工的富源は英米に於ても之を創造するに難くないが、獨逸に缺ける英米の天與の富源は長く獨占的に剩餘價值を放出して已まないからである。之れ第一流の工業國民たる獨逸が苦悶する所以にして世界大戰の一要因は確かに此の苦悶の鬱結であつたと思ふ。地産に於て戦前の獨逸ほどの鐵石炭もな

く、人産に於ては遙かに獨逸の後塵を拜するに過ぎざる我國民は、國民經濟の存立に就て深く思を廻らさねばならぬ。現時の急務は獨逸に學んで極力、人産を進歩せしむるにある。其次に來るものは即ち富源國に對する要求である。但し後者は獨逸の覆轍に鑑みなければならぬ。

七

英米の識者は言ふ、我等が外國移民、殊に同化し難き亞細亞移民を拒絶するは、自國民の共同生活を安定ならしむるにある、又我等が祖先より受けたる土地を我等の子孫に傳ふることは、これ當然なる所有の權利にして毫も批難さるゝ點はない。されど日本國民が貧弱なる地物の上に多大の人口を有するにより、外に向つて地産物を要求することも、これ亦不當とは言ひ難い。正義と不正義との衝突は唯だ正義を勝たしむるにあるも、正義と正義との戦は如何ともすべからざる人生の悲劇である。彼等が自國の共同生活を安定せしむるを以て正義となすは是當である。但し其處には偶々彼等が異民族を收容し得ざるほどに偏狹なる人種的感情を包藏するにあらざるかを疑はしむる餘地も存する。殊に所有權の保有を正義なりと云ふは英米思想の極端なる箇人主義を其のまゝ國民にまで擴張し、長く富源を獨占して之を子孫にのみ享樂せしめんとする利己心外ならぬ。彼等の謂ゆる正義と正義との戦と云ふは唯だ各國民の立場より見たる批判に過ぎない。國民と國民とが對立する争議にあつては、國民の立場よりは唯だ「必要」又は「便宜」の主張が

許さるゝだけであつて、正義の何たるかは争議當事者を超越せる第三の高き立場より考察しなければならぬ。此立場より見れば、今の富源國が箇人の所有よりも一層過度に固執する國民の所有なるものが、果して正當の權原に基けるものなるやは、大に疑ふべき餘地がある。今日に於て斯かる問題を詮索するは非實際的であるとするとするならば、今實際問題として我等は斯く言ひたい、獨占は獨占物を最も善く利用する者にのみ許さるべしと。其が正義の聲であらねばならぬ。

國民經濟にありては、收益分配の公平を期すると同時に收益を多大ならしむべき生産の増進に努力する。然るに世界經濟にありては、一方には地上の至る所に廣大なる富源を睡眠せしめ甚しく富の増殖を妨遏しながら、而かも他方には國際分配の偏倚甚しきを見て、之れ悲むべき正義と正義との衝突であると云ふ。吾人は正義の名に於て嚴肅なる抗議を提出せざるを得ない。蓋し經濟上の正義は、國內と國際とを通じて先づ富源と勞働とを相會せしむるにある。これ生産の増進を來たすのみならず、又分配の公平をも齎らす所以である。故に此度の排日問題に聯關して支那の新聞紙が、日本は米國に抗議しながら自ら却つて支那勞働者の移住を拒むは矛盾であると批難せるは、問題の内容を吟味せざる見解である。我國が米國に要求する理由と支那勞働者の移住を抑制する理由とは、全く富源と勞働との調和を計ると云ふ同一の事情に基くのである。

八

一部の英米人は我等に忠告して言ふ。貧弱なる富源の上に住める國民は人口の増加を抑制して國民需要を充足するに若かず。憚からず人の多産を取てしながら物の不足を外國に求むるは利己的ならずや。米國に留學したる我國人の中には斯かる英米人の口吻其のまゝなるが如き産兒制限を唱ふるものもある。若し富源國が飽くまで富源獨占を固執し、勞働國が其を動かすだけの力がないとしたならば、其結果は勞働國に於て已むを得ず産兒制限となるのみである。優生學の指導に基く場合は可なりとするも、唯だ生活の困難により已むなく産兒を制限することは、人の質を改善して量の増加に代ふるのでなく、唯だ無差別に量のみを減せんとするものであるから、其はたとへ意識的に行ふとしても、恰も動物が其附近に供給さるゝ營養物の量によりて種族繁殖の量を左右せらるゝと其趣を等ふする。殊に國內に於ける自由分配組織の下に於て、收入不足の故を以て産兒制限を行ふは、國民生活をして動物の如き自然生活に墮落せしむるものである。産兒を制限する箇人にどつては其が意志法則に由つて自ら之を行ふと思ふであらふが、分業及分配をなせる團體生活としては其は明かに一の自然法則の發動である。自分だけが考ふる所あつて産兒を制限するはともかく、此の團體生活としての自然法則を世間に宣傳して國民意志生活の一法則の如く主張するが如きは、自然生活と意志生活との區別を辨へざる見解と言はなければならぬ。國民の意志生活としては、先づ生産の高級化と共に今の偏倚せる分配を矯正して何人にも其の健

兒を養ひ得せしめなければならぬ。而して尙ほ養ひ得ざるときは其缺陷を補ふ爲めに外に向つて世界の富源を求めなければならぬ。此の要求が強く阻止せらるゝとき、始めて團體意志に由る人口調節の問題が起るのであるが、此場合とても出来る限り、全人類より見て自然的被制的なる調節を避くるやう力めなければならぬ。箇人のみの計ひに止まり團體より見て自然現象と思はる所の産兒制限が廣く行はるゝに至らば、其と共に精神の萎縮を來たし、やがては國民收益の足ると足らざるとに關係なく人口を減じ、人品を下だし行くであらふ。

尙ほ我國民が苦慮する富源の缺乏は、單に食料のみでなく、近代的文化生活を營む爲に必要な工業品の地産的資財に於て一層甚だしい。是等に就ては我國民が佛蘭西の如く人口の増加を制限しても何の甲斐もなく、佛蘭西の如き自給状態は求め得られない。若し勞働國民は人口を制限して最低生活を支持し得れば足り、文化生活を營むに及ばすと云ふにあらばいざ知らず、苟も國民の努力によつて其の生活を全ふすることが趣旨として正當である以上は、其の努力を報償として、自己に不足せる生活方便を他に就て求むることは、如何なる點より見ても極めて穩當なる要求であらねばならぬ。

九

世界經濟の主義は第一に世界の富源を世界の勞働者の前に開放するにある。富源の國民的獨占

が許さるゝ場合は唯だ其國民が富源を現に利用するときに限らるゝ。現に利用しつゝある富源を他より奪略することの不當なると共に、現に自ら利用せざる富源を獨占して他の利用を拒否するも亦不當である。資本獨占の當否に就ては種々の疑問を生ずるも富源に就ては上述の如く簡明に斷定し得らるゝ。富源は天與の恩惠である。若し富源所有者が之を獲得する爲めに正當なる犠牲を供へたる場合には富源利用者が其の犠牲を分擔するを當然とするが、其以上に單純なる富源獨占の權利は存しない。又現に利用されぬ富源を他より來つて開發することは獨り利用者の利益のみならず、所有者も亦其利益を分受するのである。

世界に於て富源と勞働との調和を計ることは、經濟上の主義としては極めて重要なものであるが、複雑なる社會生活又は國家生活は必しも經濟上の要求のみを満足せしむることは出来ない。若し多數の外國民が富源地に進入することが單純なる人種的偏見でなく、眞に其地の社會又は國家の秩序を動搖せしむる危険を生ずるならば、富源と勞働との調和は之と異つた方法を探らなければならぬ。此點より見て富源の開放は之を廣義に解し、其の中に、一多數の外國民が富源國に移住し賃勞働者として富源開發に參與すること、二少數外國民が富源國に出向き企業者として開發事業を經營すること、三富源國の開發事業に對し外國より企業出資者として投資すること、四勞働國が富源國と特殊通商條約を結び、後者は前者に對し地産物の輸出を制限せず、且つ

輸出制限の目的を以て地産物の産出を制限せざることを保障せしむることの四つを包含せしめ得る。二及三に於ては企業又は投資と同時に之に關係ある地産物を關係國に輸出し得る自由を確保し置くべきことは勿論である。四の場合は獨逸及び瑞典間に於て鐵の輸出を約束せるが如きであつて、此の特殊通商條約は其目的に反せざる限りに於て、條件付、有償的であつて差支ない。此の地産物輸出の不制限に就ては通商衝平主義と特殊條約との關係其他種々の問題あるも、詳しくは之を他日の機會に譲りたい。尙ほ富源開放の問題に就ては、故戸田博士の「天然資源の國際的開放の原則」を讀んで頂きたい。

富源開放の四つの方法は各富源國及び勞働國の當時の經濟狀態に依り双方にとり最も可能にして且つ有利なるものを選択すればよい。例へば富源國の中、資本も勞力も共に少き南米諸國の如きは投資及移住の二つにより、資本少なきも勞力多き支那及び露西亞の如きは企業及投資の二つにより、資本多きも勞力少き米國、加奈陀及び濠洲の如きは移住により、其々勞働國民を富源開發に参加せしめ、而して地産物の輸出を自由ならしむることは孰れの富源國と雖、一様に承認しなければならぬ。由來米國及濠洲は其の豊富なる地惠を恃んで鎖國政策に傾き、此度の米國移民法の如きは其の傾向を一層明瞭ならしめた。英國と雖、本國限りに於ては自由政策を採りて他國民にまで之を勧誘したるほどなるが、近時は植民地を糾合せる大英帝國に進み、やがて米國の後

を追はんとする徴候さへ現れて居る。他の富源國とても今後富を成すに至らば或は米英に倣つて自給獨善の態度を執るに至るかも知れぬ。若し富源國が斯の如き態度を執り、勞働國民が其故に生存を危ふすることを深く自覺するに至らば、此の世界的階級爭議は恐るべき結果を誘致するであらふ。

經濟生活は損益打算の功利主義に支配せられ、列國間には經濟的利益が錯綜して絶交を許さない状態あるが故に、經濟的利益の爲に身命を抛つ國際戰爭は起り得ない筈であると思たる「ノルマン、エンゼルヌ」流の見解は一面の觀察に止まり、其末見の方面に於て已に幾多の戰爭あり、又今後と雖これなきを保し難い。生命あつての利益であり、物質的利益の爲めに生命を賭するが如きは功利的現代人の敢て爲さざる所であるが、生存保持の爲には敢て死を辭しない。進むも退くも共に死に面するからである。有産者に對抗する無産者運動の如きも其中には生存を強求する原始的衝動力が一原因となつて居る。此の低劣なれども眞純なる所の動機に同情する者は、餘裕ある生活を營みながらも利害の打算を外にして如上の運動に参加する。箇人又は國內の階級すら斯の如し。況んや團結の最も堅固にして而かも利害打算の明かに行はれ難い民族又は國民の生存保全の運動に於ておや。吾人は獨逸人が戰時中に食料の缺乏に苦める經驗を聞き、又戦後に多數の營養不足せる兒童が街頭に徘徊せるを見て、世界第一の高級工業も生存を支持する力なきこと

を今更の如く思ひ浮べた。之を戦時封鎖の故なりとして輕々しく看過してはならぬ。戦時封鎖は苛酷なれど一時的である。富源國の富源閉鎖は細く長く労働國民の生存を縮め、絶えず其死命を制する。國內の有産者無産者間の鬭争は如何に激烈に見えるとも、其處には尙ほ同胞融和の可能性がある。異種の民族は互に憎惡し易い、之に生存上の不満足より來る要求及び之に對する拒否が伴ふとすれば其の結果の重大なること推して知るべきである。

尙ほ又我等は近時諸國の經濟組織が漸次に資本主義制より労働主義制に推移し、少くとも資本家に對し労働者の勢力が増進する趨勢に注意しなければならぬ。資本主義の人々は利害打算を念とするが故に、國際關係に於ても自己に利益ありと思へば進んで交換的妥協的態度を執り、可なり廣い範圍まで經濟上の國際協調に傾くのである。然るに労働主義者は此主義を以て生活の哲學となし、利害の打算よりも先づ同階級の自立自存の道に進み行く。理論上より謂へば世界を一體とする労働主義が理想ならむも現在の人類は其處まで實際運動を試むるには尙ほ餘りに民族觀念が強過ぎる。従つて労働主義は現實には國民労働主義に止まり、其は資本主義の如き國際的妥協に向ふよりも寧ろ一國の企業權を掌握するに従つて自國の富源を自國の労働者のみに利用せしめんとする方針に出づるであらふ。労働者に國境なしと云ふ標語は賃労働者に就て言はるゝことである。彼等は國家を以て資本家の収益機關なりと見るが故に、斯かる國家には愛着を感じない筈

である。されど國家が自立労働者の手に移り又は少くともよく労働者の要求を容るゝときは、國境を嚴守すること恐らく資本家の比ではあるまいと思ふ。米國の排外政策も主として労働者の希望に發し、「ゴンバース」氏の移民に關する意見の如きも此の希望を代辯して居る。英國の如きも労働者が勢力を強むるに従ひ、失業防止の爲には年來の自由主義を制限するに至るであらふ。露西亞の貿易政策は已に此の傾向を示して居るが、産業未熟なる故に具體的に未だ著しく現はれな
いまで、ある。最後の境地に達すればとにかく、其までの間は、諸國に於ける労働主義の發展が富源國對労働國の争議を一層激烈ならしむる可能性あることを認めざるを得ない。労働國民が労働主義に煩はさるゝと言ふことも亦人事の複雑なることを示すものである。

一〇

以上吾人は世界に於ける人種争議と經濟争議に就て概略を述べたるが、此二大争議は實に現在及將來に於て全世界の共同生活の安定を脅かす最大原因である。此の二争議が圓滿に解決されない限りは世界の平和は決して確立しない。此の二争議は前例なき大規模のものたると同時に、全人類を分つて二どなし、其間に於ける生存の保全と人格の尊嚴とに關する對抗運動なるだけに、過去に頻發したる宗教闘争よりも一層深刻味を帯びて居る。然らば是等の争議は如何にして解決さるゝであらふか。

國家又は國民社會にありては已にやや強固なる團體意志を生じ、差別待遇又は階級對立より生ずる爭議の解決が、決しも決定的鬭争の外に道なき譯ではなく、忠誠又は公正の主義が實力として存在し之に由つて難關を通過し得る餘地が殘つて然る。然るに世界の共同生活には忠誠は愚か、公正の主義すら未だ實力とならざるほどの自然社會に止つて居る。正義と實力との戰と言ふは語弊がある。正義とは「私」が「公」に従ふことである。正義が行はるゝと云ふことは、「私」を主張する力に對し「公」を保持する力の強きに由り、後者が前者を制するを言ひ、やはり實力と實力との出會である。一二の國民の唱ふる世界的正義の聲は、他の多數國民が唱和せざる限り、世界の立場より見て一の自然の力たるに止まり意志の力たる世界的正義でない。是に於てか我等の加はれる二大爭議は二つの方向の孰れかを採つて開展する。其一は英米人の謂ゆる正義と正義との衝突、吾人の謂ゆる必要と必要、否な寧ろ必要と便宜との衝突が、自然の法則に由つて開展するにある。其二は一二國民が熱心に提唱する世界的正義の論が他國民の共鳴賛同を得て世界的正義の力と化し、此の意志の法則が爭議解決の基調となるにある。

當今文明國民と稱せらるる人々は、個人としては著しく、國民としても可なり進んだる程度まで已に自然生活を脱して意志生活に達して居る。此上は國民生活に於て意志生活を擴充すると共に、更に世界生活に於ても意志生活の階段にまで上らなければならぬ。人類の自覺的生活の進路

は其處に存し、國際聯盟の如き、よし不純の要素ありとするも、已に國民を超ゆる意志生活に入らんとする端緒と云ひ得る。然るに他方を顧れば、通商條約に於てすら他の國民が貿易上無條件均需主義を執れるにも拘らず、獨り差別主義を頑守し、自國の元首が提唱したる國際聯盟の加入をも拒否し、又今日の移民問題の紛争を見て、國際聯盟に加入し居らざりしことを悦ぶと公言する公人を有せる米國がある。而かも其國が現今世界に於て最も強大なる勢力を持して種々の國際協調を冷眼視して居る。世界の共同生活は尙ほ概して野蒙現象に止まり、之を文化現象と稱すべく尙ほ餘りに無統制的である。

一一

終に吾人は世界的争議に於ける我國民の地位如何を省みたい。無色人對有色人の争議に於ては、我國民は原告の先頭に立ち共同被告たる支那、印度、西亞細亞の諸國民と行動を共にするのである。然るに轉じて富源國對勞働國の争議に至つては、支那及印度は原告たる我等と共同關係を離れ、場合によつては反對の側に立つべく、共同原告としては獨塊伊等の諸國民と提携し得る筈であるが、是等は人種争議に於て反對側に立ち、場合によつては同人種たる富源國民との妥協が必しも困難でない境遇にある。斯くて結局は日本國民のみが此の二大争議を通する原告として世界の法廷に於て自己の要求と世界的正義の主張とを合せ試みなければならぬ地位にある。此

の争議の解決に就て鍵を握つて居たかの如く見えた米國は、其鍵を喪失して自己の分であるべき筈の重き責任までも擧げて之を日本國民に轉嫁した。吾人は埴原大使に倣ひて、米國の排日立法が、今後の世界の二大争議及び日本國民の責任に對して重大なる結果を誘致せることを感知せざるを得ない。

此の二争議は如何に審判せらるるであらうか。「自然」の法廷は二争議を合せて優勝劣敗の法條を適用し、原告の力弱きを理由として事もなげに其敗訴を宣告するであらふか、將た二争議が各別に進行し各部に於ける原告の共同主張が勢力を増すに従つて長く此の争議の對審を繼續するであらふか。或は又二争議に於ける原告の主張の正當なることが漸次に被告側に承認せられて、事件が「自然」の法廷より「意志」の法廷に移され、終に正義者の判決を見るに至るであらうか。當事者は豫め判決の何たるかを知ることが出來ぬ。原告としては特に深く己れの地位を自覺し、舉證の責任を盡くし、以て審判者の好意的心證を得なければならぬ。而して我等の試むべき舉證の事項は侮辱に對する有形無形の報復でもなく、誤解され易き武威の誇示でもない。我等は先づ自己の共同生活に就て被告の反問を憚るが如き缺陷なきや否やを檢し、殊に現時の我が國民經濟が著しく無統制状態に墮せるにあらざるかを反省し、先づ己を正ふして然る後に、己むを得ずして生ずる所の當然の要求を大膽に直言すべきである。